

令和4年6月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和4年6月3日

番号	件名	付託委員会	紹介議員
16-1	森友改ざん問題、国会で真相究明を（陳情）	総務文教委員会	
16-2	インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情（陳情）	経済建設委員会	
16-3	水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情（陳情）	経済建設委員会	
16-4	「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情（陳情）	経済建設委員会	
16-5	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書（請願）	総務文教委員会	二瓶 裕史

(16-1)

森友改ざん問題、国会で真相究明を（陳情）

経緯を検証できる公文書は、改ざんや廃棄等により国民の知る権利は大きく損なわれます。

どれほど、人々の関心が薄れても真相が明らかでない問題を忘れてしまうわけにはいきません。

学校法人森友学園にまつわる一連の問題は、民主主義の根幹を揺るがした大事件でありました。

同問題で自死された近畿財務局職員の妻が国を訴えた訴訟は、国が請求を「認諾」して終結しました。民事裁判は、原告の請求を被告が認めれば終了いたします。

被告の国は、真相の究明を恐れ1億700万円を支払い、事実解明の道を閉ざしました。

一般国民の感覚では許されない、言語道断と強く非難致します。

自死された職員の妻の訴訟の目的は、その真相究明だったと思います。

○国有地を大幅値引きして、学園に売却したのはなぜか。

○安倍元首相が同問題に関与を否定した直後に改ざんが始まった理由は何か。

○改ざんを指示したのは誰か。

等々同問題に関わる全ての真相を、国会で究明すべきであります。

行政を監視する国会は、その責務を果たしていただきたいと思います。又、行政は国民の疑問に正面から向き合うよう求めます。

私は同問題の真相解明について、信濃毎日新聞に投稿しましたら大勢の皆さんから賛同や、激励をいただきました。

以上、森友改ざん問題を国会で真相究明するよう、貴議会として賛同、採択願い、地方自治法の規定により意見書を提出くださいますよう、陳情いたします。

建設標

建設工事の受注実態を表す統計データを、国交省が書き換えていることが問題となつていま。その経緯を検証できる公文書が改ざんされたり廃棄されたりすると、国民の知る権利が大きく損なわれます。

請求棄却を求めて争つてきた国は、一転して賠償責任を認め、「認諾」を行い、請求された学校法人森友学園にまつわる一連の問題は、民主主義の根幹を揺るがした大事件でした。その真相を解明する必要があると

思います。しかし、公文書改ざんを強要され、自ら命を絶つた近畿財務局職員の妻が起こした裁判は、実質的な審理に入らなかつたまま終結しました。

請求棄却を求めて争つてきた国は、一転して賠償責任を認め、「認諾」を行い、請求された学校法人森友学園にまつわる「認諾」を行い、請求された約1億円を全額支払うことになりました。その賠償金は現金です。国は認めたのである間違だ

「森友」国会で解明すべきだ

納得であるより説明すべきであります。そして、特定の人に対する大な過失があつたのなら、その者に求償する必要があります。

また、国が裁判での解説を閉ざす姿勢である以上、行政を監視する国会は、その責務を果たさなければなりません。大幅値

引きの理由や改ざんを指示したのは誰か、元財務相や元局長ら関係者を国会に呼び、真相をただすべきだと考えます。

(16-2)
インボイス制度（適格請求書等保存方式）の
農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情

平素は、農業振興、JA事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は収束せず、「農畜産物の消費量の減少」、「販売価格の低迷」、「燃油・肥料・飼料の高騰」などにより地域農業、農業者は深刻な打撃を受けています。多くの農業者が経営を継続するため必死の努力を続けていますが、このままの状況が続けば離農者の増加、地域農業の破綻、引いては地域経済の疲弊を招くことが懸念されています。

こうした厳しい状況の中、2023年10月からインボイス制度（適格請求書保存方式）の導入が予定されていますが、農業者の大多数は免税事業者であるためインボイスを発行できません。

本則計算の課税事業者にとって、免税事業者からの仕入取引では、仕入税額控除が行えないため消費税負担が増加することとなります。このため、多くが免税事業者である中小規模の農業者は、取引の停止や新規の取引先を獲得しにくくなるという影響、更には値引きを強要されるようなことが懸念されます。

また、農事組合法人形態の集落営農組織では、構成員のほとんどが免税事業者であるため、従事分量配当、作業委託料、機械賃借料、圃場管理料などについて仕入税額控除が出来なくなることになり、消費税の納税負担が増えることで経営継続の危機に立たされる恐れがあります。

上伊那の地では平成19年度からの品目横断的経営所得安定対策を契機に、集落営農の必要性を議論し、中山間地の農業を支える役割を集落営農組織の設立に見出し、現在では49の集落営農法人が各地域の農業の核としての役割を果たしています。集落営農法人の経営収支の悪化は、その構成員にまで波及し、地域全体の農業担い手の減少と、遊休荒廃地の増加などを招く結果となりかねません。

日本の農業者は9割が免税事業者であると言われており、インボイス制度の導入はほとんどの農業者に大きな経済的負担を与えることは間違いない、担い手不足や高齢化が進む中で、これ以上の負担増は最終的には日本の食にまで影響を与え、食料安全保障上の深刻な問題に発展する可能性すら秘めています。

以上の趣旨から、下記事項について国及び関係機関へ意見書を提出いただくよう陳情致します。

記

- 直売出荷者などの免税事業者が、一定の要件を満たせばインボイス（適格請求書）を発行できるような特例を設けること。（課税事業者となることで現在の税制上の優遇措置が受けられなくなるため）
- 人・農地プランの中で、中心的な担い手に位置付けられた集落営農法人等について、「従事分量配当などの支払先である構成員が免税業者であっても仕入税額控除が受けられる優遇措置」を講じること。
- 農協等特例の要件で、「対象者は組合員」、「条件は無条件委託方式かつ共同計算方式」と定められているが、JAにおいては、組合員以外の利用や様々な販売方式があり、要件に該当する取引とそうでない取引とを区分することで事務が煩雑化し、経費が増加する。結果として農業者の生産コストの増加につながることが予想されることから、「対象者を農業者」、「条件を委託方式」として要件を緩和すること。

以上

(16-3) 水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情

平素は、農業振興、JA事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

人口減少や食生活の多様化が進み、米の消費量は年々減少し、コロナ禍にともなう外食・中食の需要も減少、民間在庫も増加傾向となっており、水田農業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。こうした厳しい状況のなかで、水田活用の直接支払交付金について、令和4年産から8年産の5年間で一度も水張りが行われない（米を作付けしない）農地は、交付対象から外す方針が示されました。

上伊那地域の農業者は長年にわたり主食用米の生産調整に協力し、畑作物が生産しやすい圃場対策を進め転作作物への転換に取り組んでまいりましたが、今回の見直しにより、麦、大豆などの作物の生産面積の激減や、集落営農組織の崩壊、離農者や遊休荒廃地の増加など、連鎖的な地域農業の衰退が懸念されます。

日本の農業補助金は、欧州や米国など諸外国に比べ極端に低い水準となっています。日本より経営規模も大きく、補助金も潤沢な輸入作物が低価格で流通するなかで、麦、大豆など戦略作物を生産拡大するためには、日本においても生産コストに見合う公的補助金が必要です。

2021年公表の食料自給率は、過去最低水準の37.17%となっており、ロシアのウクライナ侵攻など国際情勢も不安定となるなかで、食料安全保障について今一度見つめ直し、国内産を最優先とした農業政策への転換が図られるなどを農業現場は求めています。

また、地域の中心的な担い手などに農地集約が進むなか、農業用水路等の維持管理については、所有者と耕作者の乖離が進んでおり、経費負担の問題が表面化していくと考えられ、農地の長期利用を可能とするためには国主導による維持管理を行う仕組の構築も望まれています。

こうした実情を踏まえ、農業者が安定的に農業を営むことができるよう、下記事項を国及び関係機関へ意見書として提出いただくよう陳情致します。

記

1. 水田活用の直接支払交付金の交付対象要件については、主食用米の生産調整の実行性を高める観点から、現場実態をふまえ、畦、水路などの機能確認に留めること。
2. 交付対象要件の見直しを進めるならば、麦・そば・大豆等、国内で需要のある農産物に対する積極的な支援を目的として、再生産価格を考慮した新たな公的助成を設けること。
3. 農地の所有と利用の分離が進む現状において、優良農地の長期利用を可能とするために、農業用水路等の機能維持と管理については、十分な予算を確保するとともに、国主導による維持管理を行う仕組を構築すること。

以上

「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情

[陳情趣旨]

政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策をとらないまま、昨年11月19日、新たに26万㌧の主食米生産数量を削減する計画を発表しました。

同時に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」の見直しを明らかにしました。その内容は、畔や水路がなく水張りができない水田や、2022年から2026年の5年間に1度も米を作らなかった水田は「水田活用の直接支払交付金」の対象水田から外すというものです。

これが実施されれば、永年作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって転作に協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底、受け入れられません。さらに重大なことは「畦があっても、水路があっても、5年間に1度も水張りしなければ」交付対象水田から外すことを明言しています。これまで、食料自給率の低い麦・大豆・なたね・そばなどの戦略作物の生産拡大に取り組んでいる農家に対する、重大な裏切りです。交付金の対象から外れる水田は耕作放棄地になり、さらに自給率の低下を招きます。

いま、食料自給率向上を確実に高めるために水田を活用した転作への支援こそ求められています。

交付金の削減を行うことなく、食料自給率向上をめざして、すべての農家を対象にした施策・予算の一層の拡充が必要です。

[陳情事項]

- 1、「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないこと。また自給率が低い戦略作物、農産物に対する交付金・支援策を充実させ、すべての農家経営の安定をはかること。

(16-5)

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

[請 願 事 項]

2023年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額すること。
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

[請 願 理 由]

2021年度からの5年計画で小学校は35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、中学校は40人のままであります。「新しい生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。長野県内では1月27日から「蔓延防止等重点措置」が適用され、3月6日に終了となりましたが、新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不斷の努力を続けています。また、新学習指導要領への対応や、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためには、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革について」などの政府・与党の決定を経て、平成18年度税制改正において、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。